

平成23年度

# 業 務 計 画 (案)

東濃西部少年センター

## 1 平成22年度の業務から

平成22年度は、少年センターの主要な業務である指導活動で、愛の一声を合言葉に「あいさつ」「はげまし」「ねぎらい」などの「声かけ」を通し、健全育成と非行防止、登下校時の安全確保や不審者への注意喚起に力を注いできました。また、夏休み期間は、21時から22時30分までの時間帯に、コンビニ・遊戯施設・学校のグラウンドやプール・公園や神社・JR東海の駅周辺で、夜間の特別街頭指導を実施しました。

この結果、指導活動全体を通して、下記のような問題点が明らかになってきました。

- 街頭指導の参加率が、指導員の推薦母体によって大きく異なること
- 季節や時機によっては、子どもたちに出会えない巡回コースや時間帯であっても、依然として型どおりに動くという、マンネリ化の実態があること
- 青少年との関係づくりで大切にしている「声かけ」が、注意や叱責に終始し、センターの指導方針が不徹底であること

また、相談活動では、子どもや保護者からの相談に対して「あんしんコール」や「あんしんメール」を、気軽な「よろず相談承り所」として位置付けています。そして相談案件を初期的段階の内容にしぼり**傾聴と共感**を大切に対応してきました。一方高度な専門性を必要とする相談には、専門機関への的確な紹介・橋渡しに徹してきました。

扱った件数は、11月末現在で73件（含むリピーター）と、昨年同期の134件と比較して半減していますが、ここ数年来の推移で見ると、横ばい傾向が続いています。

今後の課題としては、当センターの相談業務の存在をいっそうPRすることと、職員一人ひとりが、専門性を高めることであると考えています。

11月の「全国青少年健全育成強調月間」では、健全育成に対する市民意識の高揚を目指して、多治見・瑞浪・土岐市駅前で開催活動に取り組みました。今年度の特色は、東濃3市9校からMSリーダーズの高校生120名が参加してくれたことです。特に、多治見では、当日の参加だけでなく、配布するチラシ作りや大人へのメッセージを考えることまで、相当な時間をかけて自発的に取り組んでくれました。また、土岐市では市内6校の中学校から12名の中学生も参加してくれました。

（注）MSリーダーズとは「平成14年本県の高校生自らが組織した規範意識啓発委員会のことである」

その他、3地区合同研修会では、「若者の本音とたてまえ」をテーマに、パネルディスカッション方式での話し合いで、学習を深めました。指導員の参加率の低さは相変わらずでしたが、パネラーとして参加してくれた高校生たちの率直な発言から、今どきの若者の文化や生活スタイル・価値観やこだわりなど、あるがままの姿を知ることができ、街頭での彼らへの接し方や理解の仕方について、多くを学ぶことができました。

## 2 運営方針

平成23年度も、青少年育成国民運動の理念と目的に基づき、関係機関や各種団体との連携を深め、青少年の健全育成と非行防止、さらには被害の未然防止等にも万全を期すため、次の業務を行います。すなわち「センターの設置及び管理に関する条例」に定められた業務のうち、次の3点に全力を注ぐ覚悟であります。

### —業務の3本柱—

- (1) 街頭での効果的な指導活動の強化を図る。
- (2) 啓発活動への青少年の積極的な参加を促す。
- (3) 初期的段階での相談活動の充実を図る。

あわせて、以上の業務遂行をするために、これを補完するものとして、以下の業務も同時並行して進めて参ります。

- (4) 積極的な広報活動を展開し、センター業務の「見える化」を徹底する。
- (5) 青少年を取り巻く環境の浄化活動に関わりを持つ。
- (6) 指導員相互の研修活動を充実し、資質の向上を図る。

## 3 重点努力目標

### (1) 指導活動

- 活動の範囲は、従来の小学校区を基本とすることにこだわらない。校区内での実態に応じて、班に機動性と臨機に対応できる柔軟性を持たせる。(重点指導地域へのシフト)

課題としては固定化している巡回ルートに慣れており、その時々自らの判断で動くことに困難が予想される。指導に相当なエネルギーが必要であるが、携帯メールのシステムを活用して、センターから指導員への支援を行う。

- 隔月で下校時の校門前での啓発活動に取り組む。(主として中学校及び高等学校を対象)

街頭指導と比較し、生徒と接触できる機会は多くなり、それだけ生徒との人間関係が深まり、街頭での「声かけ」もしやすくなる。

- 指導活動のねらいは、健全育成と非行の防止であるが、このための取り組みは、相手との人間関係なしには不可能である。いきなりの注意や叱責に走らず、「声かけ」を大切にすることを基本とする。

## (2) 青少年の社会参加活動

平成22年4月1日に、内閣府による「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。これによって例年11月の「全国青少年健全育成強調月間」は、「子ども・若者育成支援強調月間」と改められ、従来の健全育成から育成支援に力点が置かれるようになりました。

これを受けて当センターでは、青少年の社会参加を可能にする、啓発活動の企画推進を積極的に図ります。

従来の啓発活動は、「大人から若者へ」という大人主導による、一方通行の縦の関係でありました。これからは、若者が主体となる「若者から若者へ」という横の関係を試み、同じ世代が相互に関わりを持つことに意義を求めます。若者が社会に参加し、社会に貢献することは、社会の一員としての自覚を持たせることになり、結果として、社会的な責任への行使、「いい加減なことはいできない」「横道にそれることは許されない」という自己をいさめる歯止めや抑止につながるはずであります。

- 高等学校のMSリーダーズや中学校の各種ボランティアクラブとの関係を密にし、若者による啓発活動や若者主体のイベント活動などを積極的に企画し、推進する。

## (3) 相談活動

- 「あんしんコール」と「あんしんメール」による相談活動は、これまでの実績からその内容は極めて初期的段階のものに集中している。今後も**傾聴**と**共感**に徹し、「よろず相談承り所」的な性格として位置付ける。内容が高度な指導を必要とする場合は、連携している専門機関への橋渡しをする。
- 相談業務のスキルアップのために、事例検討会を定例化し、職員の共通理解・共通認識を深める。また、各種事例は類型化し、職員の資質の向上に活かし、各種研修会にも積極的に参加する。

# 4 新しい体制に向けた取り組み

## (1) 指導員体制の見直し

指導員は、地区指導部の各種団体から推薦を得て、委嘱されている。充て職も多く、実際に街頭での指導活動に参加できない指導員も少なくない。しかし、急激な組織改革は、少年センターの活動自体に、少なからずの影響が懸念されるため、改善すべき点は、慎重に現場の実態を把握し、できる部分から段階的に改善を図っていきたい。

- ①役員任期      ②年齢制限      ③充て職の是非      ④推薦母体      ⑤人数の総枠

(2) 街頭活動のベストの永久貸与（貸与後は返却を求めない）

街頭での指導活動には必需品である。従来ジャンバーとベストを使用していたが、いずれも消耗品であり経費の面からも今後は着衣をベストのみに統一する。今後は指導員に永久貸与し返却を求めない。指導員を離れた後も1ボランティアとして着用していただき、当センターが目指す地域での見守り活動のすそ野を広げていきたい。

(3) 携帯メールによる情報発信システムの導入（新規事業）

指導員全員に携帯メールの登録をお願いし、当センターからの不審者や事件等の情報提供に役立てる。また、指導員に対する指示・連絡や、指導員からの情報提供もお願いし、全指導員がリアルタイムで3地区の状況を広域的に把握できるようにする。

## 5 広域性を重視するセンター運営上の改善点

(1) 「なぜ広域なのか」その1

近年圏域内では、生活圏がいつそう拡大し、若者の行動範囲はますます広がりを見せている。また、携帯電話の存在がこの事実を、助長している側面もある。こうした環境の変化から、センター業務の柱である指導活動を、それぞれの地区単位で取り組むという、従来の手法では対応できなくなってきた。これからは、常に3地区が連携し情報を公開・共有し、それぞれの指導に生かし、必要に応じては地区相互が乗り入れて、効果を高めることが求められる。

特に、JR東海中央線の圏内3駅での若者による迷惑行為や問題行動への対応などは、3地区指導部の強固な連携が一層求められている。そのための具体的な活動として、

- 指導部役員会議の定例化（偶数月第1金曜・年6回開催）
  - ・ センターの指導方針と方法の周知徹底を図る。
  - ・ 各地区の情報の公開と共有によって指導効果を高める。
- 指導部役員会議の開催地輪番制
  - ・ 各地区の実態把握のために開催地を輪番にすることで、役員全員が直に目にする。
- 地区役員会議及び班長会議の定例化と義務化（各々年3回）
  - ・ センターの指導方針や方法を指導部末端まで徹底させる。

(2) 「なぜ広域なのか」その2

委嘱式・研修会・講演会等各種行事を開催する場合、地区単独の場合と比較し

て、3地区合同で実施すれば、それが同程度の内容・レベルのものなら、講師料・会場費・運営経費等の開催コストを低く抑えることができる。また、日常の地区指導部の運営についても、センターで行える事務は、センターに移管することで、各地区指導部で事務を行うよりも、経費削減が可能となる。

これは、平成17年2月に3市1町の教育長から組合事務局長あてになされた、業務移管についての承認事項が、瑞浪・土岐の2市については、今だ実現されていないことに対する当然の措置でもある。

○ センターでの事務処理の強化

各地区指導部で行っている事務を、センターに移管し一元管理を行う。これに伴い、費用弁償の支払いについても、全ての活動に対して、センターによる口座振り込みによって対処する。

○ 地区交付金の根本的な見直し

○ 「強調月間」等、各種事業の取り組み

各種事業ではセンター主導によるカラーを打ち出し、3地区が同一歩調で取り組む。